

東久留米市第4次長期総合計画

基本構想

東 久 留 米 市

基本構想

1. 基本構想改定の趣旨

昭和44年に改正された地方自治法により、市町村は、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めることが義務付けられました。この背景には、高度経済成長期にあり、人口・産業の大都市集中を受けて、一連の全国総合開発計画のなかでも最も開発志向の強い計画であったと言われる新全国総合開発計画の策定がありました。その頃、純農村であった東久留米市には東京都区部の過密化激化の余波を受け、大規模団地が建設され、人口急増による早急なインフラ整備が課題となりました。こうした状況を踏まえ市は、右肩上がりの経済成長を背景に、昭和47年、「快適で健康な緑と太陽に恵まれた住宅都市」をまちの将来像に掲げ、第1次長期総合計画を策定しました。

その後、第2次、第3次長期総合計画を策定し、両基本構想において等しく掲げた将来都市像である「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」の実現に向けたまちづくりに取り組んできました。

そして、第3次基本構想の目標年次満了を迎える本年、地方分権改革の流れにより、市町村に基本構想を策定することを義務付けていた条文は、地方自治法の改正の下、廃止が予定されています。これにより、市町村は、名実ともに自立した都市経営の要請を受けましたが、基本構想は、市の発展に向けた市政運営を進めていくうえで、今後においても最大限尊重されるべきものであるとしたうえで、住民自治の観点からも、新しい基本構想を策定することとしました。

2. 総合計画の役割と期間

(1) 計画の役割

この総合計画は、東久留米市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として、最上位に位置づけられるものです。

基本構想は、東久留米市がめざすまちの将来像やまちづくりの基本理念を示すとともに、それを実現するための施策の大綱を明らかにするものであり、基本計画は、基本構想で掲げられたまちの将来像を実現するため、施策の大綱に従って分野別に現状と課題、施策の方向性を明らかにするものです。

(2) 計画の期間

基本構想の目標年次は、平成32（2020）年とします。

1. まちの将来像

東久留米市の将来像を、

「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」

として掲げます。

いつの時代においても、わたくしたちには変えてはならないもの、変わらずに守りはぐくんでいかなければならぬものがあります。それは、東久留米の象徴であり、誇りでもある湧水や河川に代表される「水」と雑木林や緑地に代表される「緑」、そして「人と人とのつながり」です。

わたくしたちは、この豊かな自然を守りながら、ふれあい、支えあい、助けあい、そこから生み出されるにぎわいと活力により、本基本構想におけるまちの将来像「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」をめざします。

2. まちづくりの基本理念

まちの将来像を実現するために、人を大切にし、みんなが輝き、互いに支えあうまちづくりの基本理念を、

「みんなが主役のまちづくり」

とします。

まちづくりの主役であるわたくしたち、市民一人ひとりが自立し、支えあいながら、さまざまな場面で主体的に力を発揮します。

わたくしたちは、子どもたちの将来に負担を残さないよう、持続可能な市の発展の一翼を担って「みんなが主役のまちづくり」を進めます。

3. まちづくりの基本目標

にぎわいと活力あふれるまち

まちのにぎわいと活力をはぐくむためには、市民一人ひとりのいきいきとした活動を源に、身近なつながりをはじめとして、人と人、人と地域、そして地域と地域で交流や連携することが重要です。若者から高齢者まで、だれもが多様な活動に参加することができ、さまざまな分野で地域の担い手として活躍することができる環境づくりが求められます。

地域産業は、東久留米で働き、暮らす人々の生活にうるおいを与え、にぎわいと活力を生み出す重要な役割を担っています。また、都市が安定して発展していくためにも、地域経済の活性化は不可欠です。商工業の活性化や都市農業の振興を通じ、生産と消費などのつながりや人々の交流が盛んになることが必要です。

快適な消費生活をおくるためにも、消費者が安心を得るための取り組みが求められます。

市民はもちろんのこと、訪れるだれもが出会いとふれあいの輪を広げ、にぎわいと活力あふれるまちをめざします。

住みやすさを感じるまち

都市の基盤づくりでは、すべての人が利便性を感じ、安心して快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境のバリアフリー化を進めるなど、人へのやしさが求められます。また、多様な世代が東久留米に将来の生活を描くことができ、愛着を持って住み続けたいと望む魅力ある都市空間を創ることが必要です。

地震や風水害などの自然災害に対する備えや、防犯に対する市民の関心が高くなっています。将来にわたって安心して住み続けるためには、生活を脅かす災害や犯罪に強いまちづくりが求められます。突然見舞われる不測の事態に対する備えや、市民一人ひとりが自らの生命と財産は自らで守るという意識を持つつ、地域においては、互いに助け合い、支えあうという共助の取り組みも欠かせません。

市民だれもが快適に、安心して暮らし続けることができる、住みやすさを感じるまちをめざします。

健康で幸せにすごせるまち

急速な高齢化や平均寿命の伸長、食生活の乱れ、不規則な生活の広がりなどを背景として、国民全体の疾病構造の中心は、感染症から生活習慣病へと大きく変化しています。いきいきと充実した生活をおくるための基本は健康です。市民一人ひとりが日頃から、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことが大切です。また、市民の健康を支えるための正しい情報の提供や、地域で支えあって生活習慣を改善していく仕組みづくりが必要です。

既に迎えた超高齢社会において、保健、医療、福祉の連携により、生涯を通じ、健やかで安定した生活が求められます。高齢者や障害者にとってやさしく、暮らしやすいまちづくりは、すべての市民にとって生活しやすいまちにつながります。

市民だれもが、住みなれた家庭や地域で、人とのふれあいを深めながら、健康で幸せにすごせるまちをめざします。

子どもの未来と文化をはぐくむまち

仕事と子育ての両立は依然として大きな課題と言われています。一方で、少子化や核家族化が進み、孤立した子育て環境による母親の育児不安・ストレスが社会問題になっています。その一因として、家庭や地域が従来持っていた、子育てにかかる問題解決や相互支援の仕組みが弱体化していることが挙げられます。子どもが健やかに生まれ育つことができる環境を、保健、医療、福祉の連携のもと、地域全体ではぐくんでいくことが必要です。

次代を担う子どもたちが、将来にわたって主体的かつ社会の変化に柔軟に対応していくための幅広い知識と教養を身につけ、学ぶことの楽しさを知り、豊かな人間性と健やかな身体を養い、たくましく成長することができる学校づくりをめざします。

市民だれもが、自由に学び、スポーツに親しむ機会を持ち、東久留米の歴史や文化を伝承し、かつ薫りを感じながら、生涯にわたって豊かな人生をおくることができるまちをめざします。

地球環境にやさしいまち

わたくしたち人類が抱える大きな課題の一つとして地球温暖化をはじめとする環境問題があります。

環境に与える負荷を軽減するためには、省エネルギーの徹底、資源の有効活用、ごみを出さない工夫など、市民一人ひとりに「環境にやさしい生き方」が求められています。

東久留米は、環境省の「平成の名水百選」に選ばれた「落合川と南沢湧水群」や「東京の名湧水57選」に選ばれた「南沢緑地、竹林公園、黒目川天神社前」をはじめとする多数の湧水や、それらを源とする河川などの水辺資源、雑木林などの緑が織り成す風景に恵まれ、都内にありながら、静かなやすらぎを感じられるまちです。こうした水と緑に代表されるかけがえのない環境資源を次世代に引き継いでいかなければなりません。

循環型社会の推進や、恵み豊かな環境を守りはぐくむことを通じ、地球環境にやさしいまちをめざします。

4. 基本構想実現のために

市民と行政の協働によるまちづくり

本基本構想のまちづくりの基本理念にもあるとおり、まちづくりの主役は言うまでもなく市民です。市民活動団体等と行政がそれぞれの特長を活かしながら協働し、多様化する市民ニーズに対応可能な行政運営に向けて、さらなる取り組みに努めます。協働体制を強化していくためにも、市民と行政との信頼関係をより深め、役割と責任を担い、積極的な情報の共有化を図ります。

互いに尊重しあえる意識の醸成

平和な毎日であること、人権が尊重されていることは、人が生きていくうえであたりまえのことです。平和を尊ぶ意識の醸成に努め、性別や年齢、国籍・民族・文化・言語の違い、障害の有無などによって差別や偏見を受けることのない、すべての人があたりまえに暮らすことができるまちをつくります。

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現を図ります。

行財政改革の推進

将来に負担を残さぬよう、公と民の役割の範囲を的確に見定め、市民の目線に立ち、優先度の高い施策、事業に行政資源を集中させることにより、効果的で効率的な都市経営を推進していかなくてはなりません。そのために、施策や事務事業、行政の執行体制、受益と負担の適正化などについて、不斷の見直しを行い、行財政改革を推進します。

地方分権改革が進められるなか、引き続き、地方自治の担い手である職員の意識改革と行政能力・経営能力の向上に努め、より一層市民の負託に応え、信頼される職員となることをめざします。

5. 基本的な施策（基本目標を達成するための施策の大綱）

にぎわいと活力あふれるまち

○新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上

まちににぎわいや活力が生まれるよう、地域と連携して身近な商工業の活性化を支援するとともに、市内の資源を生かした新たな産業等の創出を図ります。

農業をリードする新たな担い手の育成を支援するとともに、農産物のPR強化や市民が日常的にふれあい、理解を深めることで地産地消を推進し、都市農業の振興を図ります。

消費者の安全・安心を確保するために、消費生活に関する相談や情報提供を行います。

○地域力向上への支援

地域の構成員である市民一人ひとりが、地域における課題を認識し、地域、市民活動団体、企業、行政、あるいは個人といった、さまざまな主体と協働しながら解決していく、地域力の醸成に向けた支援を推進します。

自治会など、既存のコミュニティ組織の活性化と、新たにコミュニティ活動へ参加しようとする意識の醸成を図るため、各種事業の実施や関連情報の積極的な提供に努めます。

群馬県高崎市榛名地域との間でこれまで培ってきた、市民の交流活動を支援します。

住みやすさを感じるまち

○生活の安全・安心の向上

将来にわたって安全に、安心して暮らせるよう、災害対策の充実や防犯対策の向上に努め、万が一、災害に遭った場合でも、生活が続けられるための備えを進めます。

市民一人ひとりのもしもの備えに対する意識のさらなる醸成を図ることはもとより、消防・防犯の関連機関や市民組織との連携強化を進めます。

交通事故を未然に防止し、歩行者にやさしい交通安全諸施策を推進します。

○生活の快適性を支えるまちづくり

人にやさしく、利便性と快適性を兼ね備えた都市環境をつくるため、自然環境や周辺環境と調和した市街地整備を進めるとともに、日常生活および広域的視点に立った、道路交通体系の整備、下水道、公園をはじめとする都市機能の充実を図ります。

土地利用に関する方針に基づき、きめ細やかで計画的なまちづくりの推進に努めます。

健康で幸せにすごせるまち

○高齢者福祉の推進

だれもが住み慣れた地域で元気に生きがいを持って生活が続けられるよう、民間福祉機関や団体、地域などとの協働により、地域福祉の基盤づくりを進めるとともに、社会参加と交流の促進を図ります。

介護予防サービスの充実を図ることはもとより、支援を必要としている人やその家族の安心を支えるための多様な支援が行われるよう、地域包括ケアの充実を図ります。

○障害者福祉の推進

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためのサービスや、社会参加に向けた支援を進めます。

関連機関との連携のもと、障害の特性に応じた情報の内容と提供手段の充実に努め、福祉サービスを円滑に利用できる体制づくりを進めます。

○健やかな生活を支える保健医療の推進

だれもが健康でいきいきとした生活を続けられるよう、各種健診や健康増進のための保健事業を促進し、市民が自ら行う健康づくりを積極的に支援するとともに、安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療サービスの充実に努めます。

医療保険制度、生活保護などの適正な運営に努め、市民生活の安定と自立の促進を図ります。

子どもの未来と文化をはぐくむまち

○子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

だれもが安心して子どもを生み育てることができ、子ども自身もののびのびと健やかに成長することができる環境づくりを進めます。

関連機関との連携のもと、子育て家庭が必要とする保育や、子育てに関する情報、サービスの提供を進めるとともに、地域社会において、子どもたちの健全育成を支える基盤の充実を図ります。

○活力ある学校づくり

次代を担う子どもたちが、社会の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と教養、技能を身につけられるよう、きめ細かい指導を行い、基礎学力と体力の向上をめざした学習指導の工夫・改善、教員の資質・能力の向上を通じて、活力ある学校をつくります。

保護者、学校、地域が互いの信頼のもとに連携し、子どもたちの成長を支援します。

○生涯学習の推進

だれもが生涯を通じて主体的に学び、スポーツや文化・芸術に親しみ、日常生活において、ゆとりや豊かさを実感できるよう、生涯学習活動の充実に努めます。

市民の生涯学習活動を支えるさまざまな資料や情報の蓄積に努めるとともに、高度化、多様化する利用者ニーズに的確に対応し、学習の成果を地域活動で生かせる環境や交流の機会の充実を図ります。

地球環境にやさしいまち

○水と緑にふれあうまちづくり

東久留米の貴重な財産である、湧水をはじめとする水辺資源や雑木林などの自然環境を、市民一人ひとりの理解と協力のもとに次世代に引き継いでいきます。

「水と緑」の保全と活用方法等について、市民参加によるネットワークづくりなど、さまざまな工夫を加え、自然と気軽にふれあえる空間の確保や機会の提供に努めます。

○環境負荷低減の推進

市民一人ひとりが身近な環境にとどまらず、地球規模に至る環境への理解を深め、環境にやさしいまちづくりに参画しようとする意識を醸成するため、関連する情報や学習の機会の提供に努めます。

環境に与える負荷を低減し、環境にやさしい地域社会を築くため、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を明確にしたうえで、三者一体となった資源循環のシステム構築を推進します。

6. 人口と土地利用に関する方針

(1) 将来人口

平成32（2020）年の本市の人口を概ね11万6千人と想定します。

[参考：平成22（2010）年4月1日現在114,754人]

(2) 土地利用

土地は限られた資源であるとともに、都市空間を形成する最も基本的な要素です。

住みたいまち、住み続けたいまち、訪れたいまち、働きたいまちの実現をめざし、古くから受け継がれた、東久留米の貴重な財産である自然環境と景観との調和を図りつつも、以下に示す「質の高い住環境の形成」、「農地の保全」、「活力を生み利便性を高める都市づくり」に努め、都市として必要な機能がバランスよく配置されるよう、市域全体を通して計画的な土地利用を推進します。

特に、今次計画期間中に大規模団地の建替えなどにより、広大な余剰地の発生が見込まれます。また、同期間直後に生産緑地の指定期間が満了することなども含め、都市農業を取り巻く環境が変化することも予想されます。

今後の土地利用については、地権者の権利を尊重することはもとより、市民の参画を得ながら、都市計画マスタープランなどの計画策定を踏まえ、今後の用途変換を含めて柔軟に対処し、まちの将来像に相応しい土地利用を誘導します。

（質の高い住環境の形成）

市民だれもが快適に、安全に、そして安心して暮らし続けることができるよう、高齢社会への対応や子育てに適した住環境の整備に努めます。また、交通事故予防対策を講じるとともに、地震、火災、風水害等に備え、市民生活に密着した道路や公園などの防災都市基盤の整備を図ります。

（農地の保全）

農地は市民の食を支える新鮮な農作物を供給するばかりではなく、「緑」といううるおいとやすらぎを与え、雨水の浸透、大気の浄化、災害時における避難場所など、多面的な機能をもっています。また、市内の農作物を地域で消費する地産地消は、農と食を支え、食育の推進に寄与します。これらの重要な役割を担う農地の保全に努めます。

(活力を生み利便性を高める都市づくり)

持続可能な都市として発展していくために、市域全体、さらには広域的な視点からみた、人と人との交流の輪を広げながら、環境・経済・資源などの循環性を高め、活力をもたらす都市機能の充実を図ります。

整備された都市計画道路の沿道においては、事業所や店舗などの立地誘導を図り、その後背地は住宅地としたメリハリのある、利便性の高い土地利用を進めます。